

03

借金関係解決事例

CASE
03

破産申立により400万円以上の負債が免除 相談から6ヶ月弱のスピード解決事例

破産申立

事案の概要

50代 女性 無職

相談者は、夫の事業の不振から借入をするようになり、長年にわたって返済を続けておりました。しかし、職場のストレスや返済への不安から体に不調を来とし、仕事を辞めざるを得ませんでした。再就職の目処は立たず、借入は限度額に近づく中、精神的に追い込まれた相談者は、当事務所に相談に来ました。

解決結果

相談者は、将来の生活への不安を抱え、耳鳴りや不眠などに悩まされておりました。そこで、そのような不安や苦痛から相談者を早期に解放するために、裁判所に対して、自己破産の申立てを相談から1ヶ月程度で行いました。

その結果、負債はすべて免責されて、相談から6ヶ月弱ですべての借金は免除され、相談者の不安や苦痛は払拭されました。

担当弁護士からひとこと

自己破産について依頼を受けた場合、まず、債権者に受任通知を送付し、債務額を確定します。なお、通知が到達した以後は、債権者からの取立行為（電話連絡、書面の送付）はストップしますので、少し余裕がうまれます。

その後、裁判所への破産申立てに際して必要な資料等を依頼者と協力して収集し、申立書を作成の上、申立てを行います。

破産申立者に高額な財産がない場合で、免責の調査も不要な場合（提出書面で免責不許可事由が見当たらない場合）は、書面審査のみで破産手続開始決定、同時廃止決定が出され、およそ3ヶ月後の免責審尋期日が決定されます。

そして、免責審尋期日に出席すれば、その日の午後5時に免責決定が出され、すべての借金を返済する義務がなくなるのです。

相談者の不安や苦痛は甚大でしたので、早急に手続を進めました。年末年始が含まれていましたが、早期に免責決定を得ることができ、相談者からも感謝の言葉を頂戴しました。